○国税庁告示第一号

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成九年五月一日付国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十五日から適用する。

平成二十七年一月十五日

国税庁長官　林　信光

表中「果実酒及び甘味果実酒」の項「混和することができる物品名」欄中「、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム又はアラビアガム」を「、アラビアガム、クエン酸、ソルビン酸又はソルビン酸カリウム」に改める。

○文部科学省告示第一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、地域活性化・効果実感臨時交付金（文部科学省が所管するものに限る。）の交付に関して、次の各号に掲げる事務（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）を、北海道教育委員会、福島県教育委員会、茨城県教育委員会、東京都教育委員会、神奈川県教育委員会、岐阜県教育委員会、静岡県教育委員会、愛知県教育委員会、徳島県教育委員会、福岡県教育委員会及び沖縄県教育委員会が行うこととなったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月十五日

文部科学大臣　下村　博文

一　法第五条による交付申請の受理
二　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理
三　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理
四　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理
五　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理
六　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）
七　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理
八　法第十二条による状況報告の受理
九　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令
十　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）
十一　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知
十二　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令
十三　法第十八条第二項による補助金等の返還命令
十四　法第二十三条第一項による立入検査等

○厚生労働省告示第四号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十七年一月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシＤＰ－００４１１４－３	デュポン株式会社

○農林水産省告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道寿都郡黒松内町・上川郡上川町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都郡寿都町・黒松内町・上川町・勇払郡むかわ町（以上四町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
上川町（国有林）、黒松内町（次の図に示す部分に限る。）、寿都町、上川町、むかわ町
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十三年六月二十日農林水産省告示第八百三号
二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十二年十月二十五日農林水産省告示第千三百五十六号
二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十二年十二月二十一日農林水産省告示第千六百九十六号
二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）